



「中小企業の経営支援のための3大臣会合」で  
古川経済財政担当大臣（写真左）と枝野経済産業  
大臣（写真右）と握手する自見大臣  
（4月20日）

## 目次

【フォトギャラリー】	2
【トピックス】	
○ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージについて	6
○ 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」等に関するよくあるご質問（FAQ）の追加等について	7
○ 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について	7
○ 「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定について	8
○ 日本版スーク（イスラム債）に係る税制措置のQ&Aの公表について	8
○ 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について	9
○ 投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）について	9
【お知らせ】	10
【金融ここが聞きたい！】	14
【4月の報道発表】	15
【4月のアクセス数の多いページ】	17

## 【フォトギャラリー】

### 自見金融担当大臣のインド・タイ出張について

自見金融担当大臣は、4月29日（日）から5月5日（土）までの7日間の日程で、インド・タイの2カ国を訪問しました。

インドでは、玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、松崎総務副大臣、五十嵐財務副大臣、奥田国交副大臣、高山環境大臣政務官とともに第1回日インド閣僚級経済対話に出席しました。

その後、シン首相、ムカジー財務大臣、シンハ インド証券取引委員会委員長、及びゴーカーン インド準備銀行副総裁等と面談を行いました。

タイでは、インラック首相、スラポン外務大臣、ニワットタムロン首相府大臣、及びウィルン財務副大臣と面談を行いました。



第1回日インド閣僚級経済対話の様相



インド・ムカジー財務大臣（右側）と握手する  
自見大臣



タイ・インラック首相（右側）との面談にて



タイ・スラポン外務大臣（右側）との面談にて





タイ・ニワットタムロン首相府大臣（右側）との面談にて



タイ・ウィルン財務副大臣（右側）との面談にて

## 仲井間沖縄県知事との面談の様様

自見大臣は、4月4日(水)に仲井間沖縄県知事と金融庁大臣室で面談しました。（以下写真）



## 金融審議会総会・金融分科会の模様

4月11日（水）に開催された第27回金融審議会総会・第15回金融分科会で、金融庁設置法第7条第1項第1号に基づき諮問をする自見大臣。（以下写真）



## 財務局長会議の模様

4月26日（木）に開催された財務局長会議（以下上段写真）で挨拶をする自見大臣（下段写真左）と中塚副大臣。（下段写真右）



## 【トピックス】

### 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージについて

4月20日、内閣府・金融庁・中小企業庁の3府省庁の関係大臣会合が開催され、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」といいます。）がとりまとめられました。

この政策パッケージの概要は、以下のとおりです。

#### 1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促します。

- 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）を実施します。
- 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記します。

#### 2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化します。

(1) 企業再生支援機構（以下「機構」という。）においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築します。

- 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図ります。
- 中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）や中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置します。
- 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組みます。
- デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図ります。

(2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化します。

- 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確認します。
- 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図ります。
- 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行います。

(3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化します。

- 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行います。
- 事業再生支援機能の向上や相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有します。
- 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供します。
- 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進めます。
- 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置します。

#### 3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施します。

(1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協

議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築します。

- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進します。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討します。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討します。

金融庁としては、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、引き続き、内閣府及び中小企業庁を始めとする関係府省庁・関係機関と連携し、早急に政策パッケージの具体化を進める予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」](#)について（4月20日）にアクセスしてください。

### 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」等に関するよくあるご質問（FAQ）の追加等について

金融庁では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等をした債務者の事業再生計画に関する取扱い等について、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」等に関するよくあるご質問（FAQ）に、新たな質問・回答の追加等を行い、平成24年4月27日（金）に公表しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』等に関するよくあるご質問（FAQ）の追加等について」](#)（4月27日）にアクセスしてください。

### 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について

金融庁では、中小企業再生支援全国本部が、平成24年4月6日付で「中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』」について、条件等の見直しを行ったことから、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の該当箇所について、一部改定を行うとともに、「中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』の概要」について、差替えを行い、同日付で公表しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「『金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）』の一部改定について」](#)（4月6日）にアクセスしてください。



## 「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定について

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」については、[「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」](#)（座長：大串博志金融担当大臣政務官）における選考の結果、「公益財団法人 日本財団」を、当該事業の担い手とすることに決定しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[『「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定について』（4月27日）](#)にアクセスしてください。

## 日本版スクーク（イスラム債）に係る税制措置のQ&Aの公表について

平成 23 年度税制改正において、日本版スクーク（イスラム債）として活用しうる社債的受益権を社債と同様に取り扱う趣旨の税制措置が講じられたことを受け、株式会社証券保管振替機構は、平成 24 年 4 月 1 日から、日本版スクークの取扱いを開始しました。

金融庁は、日本版スクークに係る税制措置の周知を図るため、「日本版スクーク（イスラム債）に係る税制措置Q&A」（平成 24 年 4 月 10 日）を取りまとめ、公表しました。

Q&Aの主な内容は、以下の通りです。

Q 1 : スクーク（イスラム債）とは何ですか。

A 1 : スクーク（イスラム債）とは、利子を生じさせる社債を取り扱うことができないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことができる、イスラム法を遵守した金融商品で、経済的に社債と同等の性質を有するものをいいます。

Q 2 : 日本版スクーク（イスラム債）とは何ですか。

A 2 : 日本版スクークとは、従来の投資家からのみではなく、イスラムの投資家からの資金調達をも可能とする金融商品で、法的には社債そのものではありませんが、我が国の税制上は社債と同様の取扱いが措置されているものです。

Q 3 : 投資家が受ける日本版スクークの分配金は、どのように課税されますか。

A 3 : 投資家が受ける日本版スクークの分配金は、税務上、社債の利子と同様に取り扱われます。

Q 4 : 日本版スクークの組成に伴う形式的な不動産の移転については、どのような税制措置が設けられていますか。

A 4 : 日本版スクークを発行するにあたり不動産を信託する場合、その移転登記に係る登録免許税と不動産取得税は非課税とされています。また、当該不動産の買戻しについても、一定の要件を満たせば、登録免許税と不動産取得税は非課税になります。

Q 5 : サムライ・スクークとは何ですか。

A 5 : 外国政府又は外国企業が我が国において発行する日本版スクークをいいます。

Q 6 : 日本版スクークに係る税制措置について、適用期限はありますか。

A 6 : 海外投資家が支払を受ける日本版スクークの分配金に係る非課税措置は、平成25年3月31日が適用期限とされています。また、日本版スクークの発行スキームに伴う不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置は、平成26年3月31日が適用期限とされています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「日本版スクーク（イスラム債）に係る税制措置のQ&Aの公表について」（4月10日）](#)にアクセスしてください。



## 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）について、平成24年3月14日から同年4月13日にかけて、広く意見の募集を行い、先般4月27日にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針及び金融検査マニュアルの改正を行いました。

改正の概要については、以下のとおりです。

- 「預金保険法の一部を改正する法律」の成立等に係る改正

「預金保険法の一部を改正する法律」（平成23年5月20日法律第45号）の成立（第58条の3（預金等に係る保険金の支払等のための措置）の改正）及び「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の**制定**を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正を行いました。

改正後の監督指針及び金融検査マニュアルについては、預金保険法第58条の3の改正規定及び「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の施行日（平成24年5月19日）から適用しています。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（4月27日）](#)にアクセスしてください。

## 投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）について

金融庁では、投資一任業務を行う全ての金融商品取引業者に対し、平成24年2月29日付で金融商品取引法第56条の2の規定に基づき、投資一任業務の概要等に関する報告書の提出を求めました。

このうち実際に顧客と投資一任契約を締結している業者について、その結果（速報値）を取りまとめました。（本調査結果は、現時点での速報値であり、今後、精査することにより修正があり得ます。）

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）」（4月6日）](#)にアクセスしてください。

## 【お知らせ】

### ○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

#### ○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

#### ○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

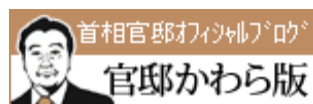


#### ○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL : [http://twitter.com/#!/fsa\\_JAPAN](http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN))

### ○「官邸かわら版」について

内閣広報室では、野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しています。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

## ○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、[「e-Gov電子申請システム」](#)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については[「法令・指針等」](#)の[「法令一覧による検索」](#)をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、[「e-Gov電子申請システム利用規約」](#)に同意していただく必要があります。

### **「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット**

#### いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。  
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

#### どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov電子申請システム」の使い方について、詳しくは[e-Govトップページ](#)の[「電子申請とは」](#)をご確認ください。



## その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。  
くれぐれもご注意ください。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。  
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。  
これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。  
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
  - ・その信用力などが保障されているものではありません。
  - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）  
電話（ナビダイヤル）：0570-016811  
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。  
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

## ○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

### <個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
  - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
  - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など）
  - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
  - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
  - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

### <金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
  - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

### <その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

#### ◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

## ○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)にアクセスしてください。

## ○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

## ○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q：G20 が 19 日に開幕しました。焦点となっていた IMF（国際通貨基金）の融資枠拡大は先送りになる可能性もあるということなのですが、欧州ではスペイン国債の利回りが上昇するなど、再びマーケットが混乱しかねない情勢です。当面の金融市場の動きをどうぞご覧になれるかということについて、お願いできますか。**

A. 欧州の債務問題を巡る現状について申し上げますと、ご存じのように、ユーロ圏諸国、それから欧州中央銀行等の取組みもあり、ここ数カ月間、各国の金融・資本市場は概ね回復傾向にあります。

しかし、このところ、スペインに対する財政懸念等から、やや不安定な動きも見られるなど、欧州の財政問題をめぐる懸念が払拭されたいえない状況でございます。ユーロ圏においては、これまで財政再建に向けた道筋の提示、それからドラギ（欧州中央銀行）総裁が思い切って施策をやられたということはよくご存じだと思いますが、欧州中央銀行による長期資金供給（オペ）、それからファイアウォールの強化などの取組みが実施されてまいりました。今後、市場の安定を確かなものとし、欧州債務問題の収束に確実につなげていくためには、ユーロ圏の一連の政策対応も大事でございますが、続けて、やはりこの IMF 資金基盤についても強化を図ることが重要だと考えております。

こうした観点から、先般我が国の安住財務大臣より G20 の際に、IMF に対する 600 億ドルの資金協



力の表明を行う方針が示されたものと認識しておりますが、こうした我が国の対応が、欧州自身による取組みと相まって、欧州債務問題の解決につながることを期待しております。日本がイニシアチブをとってきちんと IMF に表明するという事は、あまりないことでございますけれども、日本は GDP 世界第 3 番目の国でございますし、それからアジアでただ一つ、明治からの一番長い（歴史を持つ）自由主義経済、自由主義市場（であり）、第二次世界大戦で 65%の国富を失いましたけれども、それから復活した国ですから、そういった意味でも、やはりきちんと日本がイニシアチブをとってやっていくということも非常に大事だと思っております。

【平成 24 年 4 月 20 日（金）閣議後記者会見】

**Q：政策パッケージの件ですが、企業再生支援機構の延長（期限）などを巡っては、国会の方では中小企業（対策）をもっとやるべきだと、結構こういう意見も相次いだと思うのですが、今回の政策パッケージを打ち出したわけですが、大臣として中小企業の経営支援のこれまでの連携というか、問題意識が何かあるところはございますか。**

A. 中小企業というのは多様性、機動性がございしますが、同時に、やはり人材が乏しいとか、大企業とは違って、税制の変更などにしても、それを受けてすぐ経営方針を変えとか、そういうことがなかなかしにくい企業体だと、私も経験を通じて思っております。金融庁としては、引き続き、関係省庁、関係機関、例えば企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、全銀協などの金融関係機関、それから商工団体、これは中小企業 4 団体というのが昔から伝統的にありますし、それから、（各都道府）県に設置されてございます信用保証協会、これも非常に中小企業政策には大事な役割を果たしております。それから、政府系金融機関との連携（を通じ）、その具体化を図ることや、こうした枠組みに則り、地域の中小企業の再生を通じた地域経済の再生、活性化を通じた日本経済の発展が図られることを期待しています。特に、中小企業政策というのは、（各役所で、）ばらばら（な対応）になりがちなのです。東京ではきちんと、枝野（経産）大臣と古川（経済財政政策担当）大臣と私と、スクラムを組んでこういう政策パッケージもとらせていただいたのですが、（地方でも）47 都道府県に中小企業再生支援協議会があり、またこれに県庁や市町村の商工部というのがございます。その辺もまた絡んできますから、非常に中小企業政策というのは多岐に渡って、多方面に関係があるのです。ですから、経営支援ということはさせていただきますが、色々な団体もあるし、非常にばらばら（な対応）になりがちなのです。今日は 3 大臣が、朝から集まっておったのですが、その点だけはしっかり我々も小さいところまで目を光らせてばらばらにならないように（したいと思っております）。

やはり、よく私が言いますが、430 万社の中小企業、99.7%の法人は中小企業でございまして、（従業員が）2,800 万人、（日本の人口の約）4 人に 1 人は中小企業の職員でございますから、非常に雇用にも大きな影響をもたらしております。そういったところは、よく連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

【平成 24 年 4 月 20 日（金）閣議後記者会見】



## 【4 月の報道発表】

4 月 2 日

[アクセス](#)

アサヒ衛陶株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

[アクセス](#)

高木証券株式会社顧問による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

[アクセス](#)

「保険業法施行令の一部を改正する政令」について

[アクセス](#)

「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令」の公表について

[アクセス](#)

改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等について

3日	<a href="#">アクセス</a>	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	信託業の免許について
6日	<a href="#">アクセス</a>	日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について
	<a href="#">アクセス</a>	投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）
	<a href="#">アクセス</a>	「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について
	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
10日	<a href="#">アクセス</a>	日本版スクーク（イスラム債）に係る税制措置のQ&Aの公表について
11日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第2回）議事次第
12日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会総会（第27回）・金融分科会合同会合（第15回）議事次第
13日	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
17日	<a href="#">アクセス</a>	外国監査法人等の廃業等届出について
18日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社フェイス社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第3回）議事次第
	<a href="#">アクセス</a>	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第
	<a href="#">アクセス</a>	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について」に対するパブリックコメントの結果等について
19日	<a href="#">アクセス</a>	金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（第13回）議事次第
20日	<a href="#">アクセス</a>	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
	<a href="#">アクセス</a>	SMBC日興証券株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」について
24日	<a href="#">アクセス</a>	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について
27日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社東京年金経済研究所に対する警告書の発出について
	<a href="#">アクセス</a>	「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」等に関するよくあるご質問（FAQ）の追加等について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成24年1月1日～同年3月31日）
	<a href="#">アクセス</a>	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	<a href="#">アクセス</a>	「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（1月末）
	<a href="#">アクセス</a>	平成22年金融商品取引法等改正（2年6ヶ月以内施行）に係る内閣府令案等の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	貸金業関係資料集の更新について

アクセス

空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について

アクセス

マークより公表ページを見ることができます。

## 【4月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは4月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。

なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ\(過去の情報等\)](#)にアクセスしてください。

- ・ [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・ [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・ [SMBC日興証券株式会社に対する行政処分について](#)
- ・ [投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）](#)
- ・ [有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について](#)
- ・ [改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等について](#)
- ・ [金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第2回）議事次第](#)
- ・ [「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・ [「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の一部改定について](#)

以上